

集団予防接種により、B型肝炎ウイルスに感染された方へ

給付金の支給についてのお知らせ

国では、過去の集団予防接種等（予防接種とツベルクリン反応検査）の注射針・筒の連続使用が原因でB型肝炎ウイルスに感染したと認定された方、その方から母子感染（父子感染含む）した方等を対象に給付金を支給します。

注) 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日までの予防接種やツベルクリン反応検査を、満7歳になるまでに受けたことなどが、裁判上の手続きにより認められた方が対象となります。



給付金対象者は以下の4つの条件を満たす方です

- ☑ B型肝炎ウイルスに持続感染している方
 - ☑ 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方
 - ☑ 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、集団予防接種を受けた方
 - ☑ 集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない方
- 給付金対象者から母子(父子)感染している方や、給付金対象者の相続人も対象となります。

◆相談・手続き等は、厚生労働省の相談窓口へ直接お問合せください◆

お問合せ先

厚生労働省電話相談窓口

03-3595-2252

*年末年始除く、平日 午前9時～午後5時

厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟 検索 ←

(インターネット検索サイトで検索してください)

*対象となる方、手続きに関する資料掲載があります。